

由利本荘市集会施設建設費等補助金交付要綱

平成 18 年 4 月 1 日

改正 平成 21 年 9 月 16 日

改正 平成 29 年 3 月 31 日

改正 令和 4 年 3 月 31 日

改正 令和 5 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、住民自治の振興と福祉の向上を積極的に推進するため、町内会・自治会等が所有する集会施設又は町内会・自治会等の責任において修繕を実施する集会施設の建築費等に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第 2 条 補助対象事業者は、町内会・自治会等とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 集会施設等を新築・全面改築する場合
- (2) 集会施設等を改修・修繕をする場合（ただし、対象事業費に下限を設ける）
- (3) 集会施設用として既存の建築物を取得する場合
- (4) 下水道等の排水設備工事をする場合
- (5) 集会施設と同一敷地内で別棟の倉庫を新築する場合（ただし、対象事業費に下限を設ける）
- (6) 集会施設と同一敷地内で別棟の倉庫を修繕する場合（ただし、対象事業費に下限を設ける）

(補助金の額等)

第 4 条 補助金等の額は、予算の範囲内において次の表に定めるとおりとする。

	事業項目	補助率	補助限度額	備考
集会施設	新築・全面改築	事業費の 3/10 以内	200 万円	
	改修・修繕	事業費の 3/10 以内	100 万円	対象事業費の下限は別表のとおり

由利本荘市集会施設建設費等補助金交付要綱

	取得(集会所に供する建築物の取得)	事業費の 3/10 以内	100 万円	
	下水道等の排水設備工事 (管路敷設、屋内設備の改修を含む)	事業費の 1/2 以内	50 万円	下水道等の整備地区において、供用開始から 3 年以内に限る
倉庫等	新築	事業費の 3/10 以内	50 万円	対象事業費の下限は別表のとおり
	修繕	事業費の 3/10 以内	30 万円	対象事業費の下限は別表のとおり

2 国又は県から同様の補助事業等の適用を受けている場合は、事業費からその補助金額を控除して得た額を補助対象事業費とし、補助金額を算定するものとする。

3 不慮の事故及び災害等で集会施設等を損壊あるいは消失した場合においては、災害補填がある場合を除き、限度額の 200 万円まで交付することができるものとする。

4 上記補助金を受けた建物については、不慮の事故及び災害等での改築等並びに下水道等の排水設備工事を除き、補助金交付後 3 年を経過した日が属する年度末までの間は補助金交付の申請ができないものとする。

(補助金の申請等の手続)

第 5 条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、由利本荘市補助金等の適正に関する条例(平成 17 年由利本荘市条例第 53 号。)及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則(平成 17 年由利本荘市規則第 41 号)の定めるところによる。

(実施期間)

第 6 条 補助事業の実施期間は、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 16 日)

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日)

由利本荘市集会施設建設費等補助金交付要綱

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

	事業項目	町内会・自治会の世帯 区分	対象事業費の下限
集会施設	改修・修繕	10世帯以下	事業費10万円以上を対象
		20世帯以下	事業費20万円以上を対象
		30世帯以下	事業費30万円以上を対象
		40世帯以下	事業費40万円以上を対象
		41世帯以上	事業費50万円以上を対象
倉庫等	新築	10世帯以下	事業費10万円以上を対象
		20世帯以下	事業費20万円以上を対象
		30世帯以下	事業費30万円以上を対象
		40世帯以下	事業費40万円以上を対象
		41世帯以上	事業費50万円以上を対象
	修繕	10世帯以下	事業費 5万円以上を対象
		20世帯以下	事業費10万円以上を対象
		30世帯以下	事業費15万円以上を対象
		40世帯以下	事業費20万円以上を対象
		41世帯以上	事業費25万円以上を対象

備考：町内会・自治会の世帯数の基準日は、補助金交付を要望する日の属する年度の4月1日とする。